

「発受電月報」に係る記載要領・注意事項

2024年4月
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部政策課
電力産業・市場室

I 提出時の注意

- (1) 提出する際はPDF化や拡張子の変更等は行わず、配付したExcel版様式のままメールに添付し提出すること。
- (2) ファイル名の頭に記載されている【登録番号】は、事業者ごとに割り振ったものであり、変更しないこと。また、ファイル名の冒頭（【 】の部分）は変更せずに提出すること（ファイル名は必ず【登録番号】で始まるようにする）。
- (3) 提出期限は電気関係報告規則第2条表内に規定のとおり、「翌々月15日まで」。例えば、4月実績分については6月15日が提出期限となります。
- (4) 提出先は、下記のとおりとする。
資源エネルギー庁電力産業・市場室 調査班
bzl-denryokuteikihoukoku@meti.go.jp

II 一般的記載注意事項

(様式及びデータに関して)

- (1) 定期報告様式（発受電月報Excel版様式）は、加工、修正等をしないこと。
(記載内容に関して)
- (2) 報告書の調査期間は一部調定月で整理する場合を除き、暦月の1ヶ月とする。
- (3) 報告書に計上すべき数値は、調査期間中の数値を表すものにあつてはその累計を、その他にあつては原則としてその期間の終了日現在のものを記載する。
- (4) 報告書に記載すべき設備については、運転中、休止を問わず事業用電気工作物又は自家用電気工作物について記載する。
なお、調査期間中に数値に変更があつたものは、変更後のものによって計上する。
※「専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物」及び「専ら自己の消費の用に供する蓄電用の電気工作物」については、「自家用発電所等運転半期報」で報告するものとする。

(数値の入力に関して)

- (5) 各様式のうち全く該当のない場合や、表中の各欄において記載事項のない場合については空欄のまま（「-」や「0」の記載もしない）とする。また、様式の一部を削除する等、変更もしない。
- (6) 数字を記載する際は、桁区切り（,）を使用せず（Excel様式の設定上、桁区切は自動で表示される）、また記載欄中に単位を記載しない。

- (7) 報告書に記載すべき数値については、本記載要領に特記した場合を除き、単位未満を四捨五入する。
この結果、単位に満たない数値となる場合は「α」と記載する。
例 56,660kWh の場合、報告値は 57(1000kWh)と入力する。
例 420kWh の場合、報告値は α と入力する。
- (8) 数値に負数が生じた場合は「－（マイナス）」を付して記載する。
- (9) Excel 版様式内には、当該ファイル以外のファイルのリンクを貼らないこと。なお、当該ファイル内におけるリンクや引用関数の設定は問題ない。
- (その他)
- (10) 様式の欄外に、必要に応じ一部内容の理解を助ける事項を記載することができる。
- (11) 提出後、修正が必要な場合には、「修正後の Excel 版様式」「正誤表（任意の様式）」を作成し、速やかに指定のメールアドレスに提出すること。また、メール本文には「修正の理由」を必ず記載すること。なお、適宜担当者へ相談すること。

III 記載要領

第 1 表上段の「年月日」欄には、発受電月報の提出年月日（西暦）を記入する。

「住所」及び「電気事業者の名称及び代表者の氏名」欄には、電気事業者の住所（郵便番号は不要）、電気事業者の名称及び代表者の氏名、「連絡先担当者氏名」、「電話番号」及び「電子メールアドレス」欄には、電気事業者の発受電月報担当者の氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載する。

「電気事業者」区分欄は該当する区分に○を記入する（複数ライセンスを有する電気事業者は該当区分全てに○を記入する）。

第 1 表 発受電月報（全電気事業者の総括表）

- (1) 「供給力 自社発電等」の「水力発電所」、「火力発電所」、「原子力発電所」及び「その他」の欄は、原動力別及び燃料種別に記載する。
- (2) 「供給力 自社発電等」の「最大出力」の項には、認可最大出力を記載する。
- (3) 「供給力 自社発電等」の「電力量」の項には、送電端の数値を記載する。
※送電端とは、発電端電力量から所内電力量を差し引いたもの（なお、自家消費〔所内電力量ではない自己の消費に供する電力量〕は差し引かず、送電端電力量に含めて、なおかつ「自家消費」欄に計上すること。）。
- (4) 火力の発電所数、最大出力及び電力量の欄については、下記により記載する。
- (i) 火力発電所で 2 種類以上の燃料を混焼している場合には、主要な燃料の欄にこれらを計上すること。
- (ii) 一つの火力発電所において、複数の発電機を有している場合は、発電機毎に主要な燃料の最大出力を求め、発電所数の欄には当該発電所における発電機の最大出力の合計が最も大きい燃料の欄に計上すること。
- (iii) 一つの火力発電所において、複数の発電機を有している場合は、発電機毎に主要な燃料の最大出力、

電力量を求め、最大出力及び電力量の欄には発電機毎に主要な燃料の欄にこれらの合計を計上すること。

(記載例) A発電所の発電所数、最大出力の区分方法について

	号機	最大出力	使用燃料 (下線部が主要な燃料)
A発電所	1号	300MW	<u>LNG</u>
	2号	400MW	<u>石油</u> , LPG
	3号	500MW	<u>石油</u> , LPG
	4号	400MW	<u>LNG</u> , LPG

①発電機毎に主要な燃料を定め、主要な燃料で区分した最大出力を算出する。

	主要な燃料	最大出力	備考
A発電所	<u>LNG</u>	700MW	1号機, 4号機
	<u>石油</u>	900MW	2号機, 3号機

②A発電所は、主要な燃料で区分した最大出力のうち、最も大きい燃料の発電所として発電所等数欄へ記載し、最大出力は、主要な燃料毎に記載する。

	燃料の種類	発電所等数	最大出力
火力	石炭		
	LNG		700
	石油	1	900
	LPG		
	その他ガス		
	歴青質混合物		
	計	1	1,600

- (5) 火力の燃料の種類欄に該当しない火力発電は、火力のその他の欄に記載すること。
- (6) 「供給力 自社発電等 新エネルギー等発電所等」の「計」の「発電所等数」、「最大出力」の欄については、風力発電、太陽光発電、地熱発電及び蓄電池の合計を記載し、専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合には、バイオマス及び廃棄物の欄に〔 〕を付して再掲する。
専ら又は主として使用する燃料がバイオマス及び廃棄物の場合とは、様式第2第3表（全電気事業者の火力発電用燃料消費実績）の燃料種別計の実績の基となる自社の発電所別の「消費量×発熱量」のうちバイオマス又は廃棄物の「消費量×発熱量」が最大の場合とする。（以下、同様。）
- (7) 「供給力 自社発電等 新エネルギー等発電所等」のバイオマス及び廃棄物の「電力量」の欄には、「自社発電等 火力発電所」の「電力量」の欄に記載する電力量のうち、バイオマス及び廃棄物に係る「電力量」をそれぞれ〔 〕を付して再掲する。（なお、Excel 版様式に記載する際は数値を入力すれば自動で〔 〕が付されるため、〔 〕は入力しないこと。）「供給力 自社発電等 新エネルギー等発電所等」の〔 〕を付して再掲するバイオマス及び廃棄物に係る電力量は、次式により発電所別

に算出した数値を合計し、小数点第1位以下を四捨五入し、整数単位で記載するものとする。

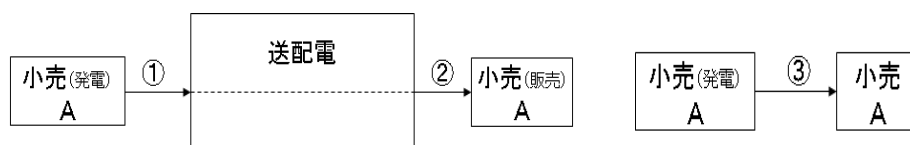
$$\begin{aligned} & \text{発電電力量}(10^3\text{kWh}) \text{ (様式第2第1表} \\ & \text{の火力発電所の該当燃料種別の「電力} \\ & \text{量」に含まれる発電所別の電力量)} \times \frac{\text{バイオマス発熱量}(10^3\text{kJ}) \left\{ \begin{array}{l} \text{自社の発電所別のバイオマス} \\ \text{の「消費量} \times \text{発熱量」の合計値} \end{array} \right\}}{\text{消費燃料総発熱量}(10^3\text{kJ}) \left\{ \begin{array}{l} \text{自社の発電所別の燃料種別ご} \\ \text{との「消費量} \times \text{発熱量」の合計} \end{array} \right\}} \\ \\ & \text{発電電力量}(10^3\text{kWh}) \text{ (様式第2第1表} \\ & \text{の火力発電所の該当燃料種別の「電力} \\ & \text{量」に含まれる発電所別の電力量)} \times \frac{\text{廃棄物発熱量}(10^3\text{kJ}) \left\{ \begin{array}{l} \text{自社の発電所別の廃棄物の} \\ \text{「消費量} \times \text{発熱量」の合計値} \end{array} \right\}}{\text{消費燃料総発熱量}(10^3\text{kJ}) \left\{ \begin{array}{l} \text{自社の発電所別の燃料種別ご} \\ \text{の「消費量} \times \text{発熱量」の合計値} \end{array} \right\}} \end{aligned}$$

- (8) 「供給力 他社送受電電力量の差引合計」欄には、振替供給電力量、接続供給電力量のうち託送相当分（小売電気事業者にとっては一般送配電事業者への送電電力量①及びそれに相当する受電電力量②）及び自己託送電力量③を除いた数値を記載する。（下記図を参照）

※第4表の「合計」欄の「差引電力量」と同じ数値となる。

ただし、

- (i) 振替供給、接続供給及び自己託送の契約を超えて、電力系統に流入してくるものについては、「他社送受電電力量の差引合計」に含めて計上するものとする。
- (ii) 小売電気事業者に対して供給する小売電気事業の用に供する電力量又は小売電気事業者が供給を受ける小売電気事業の用に供する電力量（接続供給電力量のうち託送相当分を除く。）については、「他社送受電電力量の差引合計」に含めて計上するものとする。



- (9) 「供給力 自社余剰計」欄の「電力量」の項は、自社の自家用電気工作物で発電する電気のうち、自家消費及び特定供給（電気事業法第27条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給）に使用せずに、自社が行う電気事業（電気事業法第2条第1項第16号）の用に供するための電気として用いた場合の当該電力量の合計値を記載すること。
- (10) 「供給力 発電電計」欄の「電力量」の項は、「供給力 自社発電等計」欄の電力量に「供給力 他社送受電電力量の差引合計」欄、「供給力 自社余剰計」欄、「供給力 揚水式発電所の揚水用動力」及び「供給力 蓄電池の充電電力」欄の電力量を加えたものとする。
- (11) 「供給力 自家消費計」欄の「電力量」の項は、「供給力 自社発電等計」欄の電力量のうち、自家消費及び特定供給（電気事業法第27条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給）に使用する電力量の合計値を記載すること。

※第5表(3)の「合計」欄の「電力量」と同じ数値となる。

- (12) 「供給力 送電端供給力」欄の「電力量」の項は、「供給力発受電計」欄の電力量から「供給力 自家消費計」欄の電力量を差し引いたものとする。
- (13) 「需要電力量」欄には、様式第2第5表(1)の電灯電力等需要実績の「使用電力量」の項の「合計」欄の電力量を記載する。

なお、「供給力 送電端供給力」欄と「需要電力量」欄の数値が合致しない(「需要電力量」欄の方が大きい場合も含む)場合があっても問題ない。

第2表 発受電月報(全電気事業者の都道府県別・電源種別発電実績)

- (1) 「発電所数」、「最大出力」、「電力量」の項には、様式第2第1表に記載した、「供給力 自社発電等」の「発電所等数」、「最大出力」、「電力量」について都道府県別に記載する。

※「合計」欄の「発電所等数」「最大出力」「電力量」の項は、第1表と整合性をとることとし、また、各都道府県の「発電所等数」「最大出力」「電力量」の項のそれぞれの和と整合性をとること。なお、端数処理(四捨五入)による誤差はこの限りではない。

第3表 発受電月報(全電気事業者の火力発電用燃料消費実績)

- (1) 「受入量」、「消費量(払出量)」及び「月末貯蔵量」の項は、単体別の数値を整数単位で記載する。
- (2) 「消費量(払出量)」の項の数値には、純発電用の燃料、発電準備用の燃料、点火用の燃料及び試運転用の燃料(系統に併入して発電した電力量に見合う燃料)について記載し、それ以外の消費燃料(雑用)については同項の「雑用」の項に別掲する。
- (3) 「発熱量」の項の数値は10kJ単位で記載する。
- (4) 各燃料の「発熱量」の測定は、原則として日本産業規格による。
- (5) 石炭及びバイオマスの受入量及び月末貯蔵量は湿潤、消費量は湿潤・乾燥の両方を記載する。また、発熱量は乾燥ベースで記載する。

ただし、消費量について、乾燥ベースを計測していない場合は湿潤のみ記載し、その際の発熱量は、湿潤ベースで計測したものを記入すること。

- (6) 「月末貯蔵量」の項は、振替、棚卸しによる出欠斤等の数量を調整した後の数値を記載し、出欠斤等の数量は、同項の「棚卸等」の項に記載する。なお、「石炭」については、バンカー内に貯蔵されているものを含む。
- (7) 「月末貯蔵量」の項は、「(前月末貯蔵量) + (当月受入量) - (当月消費量)」により算定し記載できる。
- (8) 「燃料種別」の項の「重油」については、油種(A重油、B・C重油)別に記載する。ただし、汽力発電に使用する重油で油種を区別することができない場合は、「その他重油」に記載することとする。

(注) 発熱量について、ジュール(J)の測定器がない場合は、calからJを換算することとする。

この際の換算係数は、1 cal=4.18605 Jとして算出し、数値は、kJをとって四捨五入し、10kJ

単位で記載する。

- (9) 各燃料の単位は、最終頁の表のとおりとなる。

第4表 発受電月報（全電気事業者の送受電実績）

- (1) 受電実績は、「暦月」でなく「調定月」ベースで記載することができる。
※ここでいう「調定月」とは、請求月と同様。
- (2) 「電気事業者以外の事業者」の欄の「受電電力量」の項は、電源種別、燃料種別及び原動力種別に記載し、「電気事業者以外の事業者」への送電電力量は「その他」欄の「送電電力量」の項に記載する。
- (3) 電気事業者以外の者から、燃料種が不明な火力発電、記載の燃料種以外（バイオマス及び廃棄物含む）の火力発電による受電電力量があった場合には、「火力発電 計」にのみ記載する。ただし、バイオマス及び廃棄物の場合には、「新エネルギー等 バイオマス／廃棄物」、さらに「新エネルギー等 計」の上段側（バイオマス及び廃棄物の合計値）に再掲すること。
- (4) 「その他」欄については、電気事業者以外の者からの電源種別、燃料種別及び原動力種別が不明な受電電力量、相手先が不明な場合における送受電電力量及び自己託送の契約超過分に係る受電電力量並びに自己託送の契約不足分に係る送電電力量を記載する。なお、日本卸電力取引所における取引分についても、「その他」欄に記載する。
- (5) 「受電電力量」の項及び「送電電力量」の項は、契約に定める地点の送受電電力を記載する。
- (6) 一般送配電事業者は、電気事業法第20条第1項の規定による届出をした約款（最終保障供給約款）の供給条件に係る需要（以下「最終保障需要」という。）、同法第21条第1項の規定による届出をした約款（離島供給約款）の供給条件に係る需要（以下「離島需要」という。）及び自社需要への供給に係る送受電実績を記載する。
また、最終保障需要及び自社需要に係る送受電実績については、需要実績から約款ロス等を用いた計算値を記載することで差し支え無い。

第5表(1) 発受電月報

電灯電力等需要実績（小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者）

- (1) 特定需要の欄には、電気事業法附則第16条第1項に規定する供給条件に係る「需要数」及び「使用電力量」について記載する。
- (2) 「需要数」の項には、その調定月の月末現在の需要数を記載し、「使用電力量」の項には、その月の調定分の電力量を記載する。
- (3) 定額電灯、臨時電灯等の「使用電力量」の項には、W数、使用時間数、使用日数等を基礎として計算した数値を記載する。
- (4) 自家発補給電力は1契約として、該当種類欄に記載する。
- (5) 予備電力は、1契約と考えない。したがって、kW数も不要である。
- (6) 沖縄電力株式会社にあつては、「高圧電力A・B」欄に、高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電

灯を含む。)を使用する需要を記載するとともに、「業務用電力」欄に、高圧で電気の供給を受けて、電灯若しくは小型機器を使用し、又は電灯若しくは小型機器と動力とを併せて使用する需要を記載する。なお、契約使用期間が1年未満の需要を除く。

- (7) 「最終保障需要」の欄には、最終保障需要に係る需要数及び使用電力量について記載し、「離島需要」の欄には、離島需要に係る需要数及び使用電力量について記載する。
- (8) 「その他需要」の欄については、「特定需要」、「最終保障需要」及び「離島需要」以外の需要について、特別高圧、高圧、低圧(電灯・電力・低圧計)の別に使用電力量を記載する。
- (9) 特定送配電事業者にあつては、電気事業法第27条の15により登録された送電用及び配電用の電気工作物により電力供給を行っている場合には、その他需要の使用電力量の欄の備考欄に、当該供給により送電している電力量を< >を付して再掲すること。

第5表(2) 発受電月報

都道府県別需要実績(小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者)

- (1) 「契約口数」及び「使用電力量」の項には、様式第2第5表(1)に記載した契約口数及び使用電力量について、都道府県別に記載する。
 ※「合計」欄の「契約口数」「使用電力量」の項は、第5表(1)と整合性をとることとし、また、各都道府県の「契約口数」「使用電力量」の項のそれぞれの和と整合性をとること。なお、端数処理(四捨五入)による誤差はこの限りではない。
- (2) 「特定需要計」欄は、みなし小売電気事業者のみ記載する。

第5表(3) 発受電月報

電灯電力等需要実績(全電気事業者の自家消費実績)

- (1) 「特定供給」とは、電気事業法第27条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けて行う電気の供給をいう。
- (2) 「特定供給」の欄については、前述の大臣の認可ごとに「契約口数」、「契約kW数」及び「使用電力量」を記載する。

表 火力燃料の単位

燃料	受入量 消費量(払出量) 月末貯蔵量	発熱量
石炭、LPG、LNG、歴青質混合物、木質バイオマス、その他バイオマス、廃棄物、アンモニア、水素	t	k J / k g
A 重油、B・C 重油、その他重油、原油、	k l	k J / l

天然ガス液、軽油、灯油、 廃食油、残渣油(アスファルト)		
天然ガス、COG、高炉ガス、 転炉ガス、混合ガス、製油所ガス、 都市ガス、その他ガス	1 0 ³ m ³	k J / m ³

※「その他」については、記入する燃料種別に応じた単位を記入すること。